

資料編



1 . 介護保険制度推進委員会.....	117
(1) 設置	
(2) 委員名簿	
(3) 検討経過	
2 . 介護認定審査会.....	119
(1) 設置	
(2) 委員構成	
(3) 審査会	
(4) 認定申請受付数	
(5) 審査件数	
3 . 介護サービス向上委員会.....	120
(1) 設置	
(2) 委員名簿	
(3) これまでの取り組み	
(4) 苦情の状況	
4 . 品川区介護保険制度の運営状況.....	123
(1) 特別会計	
(2) サービス利用割合	
5 . 介護保険下の高齢者保健福祉サービス体系.....	126
6 . 在宅介護支援センター一覧.....	127
7 . 介護保険制度担当組織.....	128
8 . 品川区介護保険制度に関する条例.....	129

1. 介護保険制度推進委員会

(1) 介護保険制度推進委員会の設置と運営

- <設置根拠> 品川区介護保険制度に関する条例 第10条
品川区介護保険に関する条例施行規則 第4条

介護保険事業の実施状況を把握して、その評価を行うことにより事業運営の透明性を確保し、区における介護保険制度の円滑で公正な運営を図るため、区長の附属機関として「品川区介護保険制度推進委員会」を設置する。

所掌事項

介護保険事業計画およびその他介護保険制度にかかる施策について審議する。

<審議事項>

- ・介護保険事業の収支状況
- ・介護サービスの利用状況と介護サービス基盤の整備状況
- ・その他介護保険事業計画の円滑な推進のために必要な事項

<諮問事項>

- ・条例第11条に関する事項（在宅サービスの種類支給限度基準額）
- ・条例第12条に関する事項（市町村特別給付）
- ・条例第12条の2に関する事項（保健福祉事業）

委員構成 20名以内（第1期は、17名）

学識経験者等 1名程度、被保険者代表 8名程度、事業者代表 6名程度で構成

委員の任期 3年

(2) 委員名簿（第一期：任期 平成12年7月1日～15年6月30日）

学識経験者	委員長	小笠原 祐次	元日本女子大学教授、 元品川区介護保険事業計画策定委員会委員長
被保険者代表	委員	齊藤 勇（12年度）	品川区区政協力委員会協議会会長
		馬田 英雄（13・14年度）	〃
		小椋 きん（～14年1月）	品川区民生委員協議会 （中延地区民生委員協議会会長）
		中島 節子（14年2月～）	（大崎第二地区民生委員協議会会長）
		中野 正	品川区高齢者クラブ連合会会長
		伊藤 保	品川区障害者七団体協議会代表
		柴田 良雄	品川区商店街連合会 （武蔵小山一番通り商栄会会長）
		石山 登美子	公募委員
		谷川 三代	〃
		和久井 良一	〃
金子 裕子	〃		
高橋 敬子	〃		
事業者代表	委員	本間 将（12・13年度）	（社福）品川総合福祉センター理事長
		磯村 圭吾（14年度）	〃
		内野 京子	（社福）三徳会理事
		安澤 龍徳	品川区医師会会長
		甘利 光正	荏原医師会会長
		野村 良治	東京都品川歯科医師会会長
		依田 明子	（株）仁済取締役

(3) 介護保険制度推進委員会の検討経過

		検 討 内 容
12 年度	第 1 回 (9/5)	品川区の介護保険制度、事業計画の概要について
	第 2 回 (12/4)	12 年度上半期の運営状況
	第 3 回 (3/23)	制度の実施状況 13 年度予算(案)について 保険料の低所得者対策について サービス向上委員会の活動報告
	(3 回の委員会の他、区の施策や現状の学習会、施設見学を実施)	
13 年度	第 1 回 (7/9)	12 年度の運営状況 低所得者に対する保険料の軽減措置 12 年度のサービス向上委員会答申について 主な高齢者保健福祉事業について 「第二次高齢社会保健福祉総合計画」について
	第 2 回 (2/22)	13 年度上半期の運営状況 14 年度予算(案)について
	(2 回の委員会の他、区民代表委員で区の施策や現状の学習会、施設見学等を実施)	
14 年度	第 1 回 (5/22)	事業計画改定の進め方について 第一期の検証 (苦情対応とサービス評価・向上のしくみ、在宅介護支援システムの強化、特別養護老人ホーム入所調整システムについて)
	第 2 回 (7/9)	13 年度の運営状況 第一期の検証 (権利擁護のしくみ、福祉人材の育成、高齢者の社会参加について)
	第 3 回 (9/18)	第一期の検証 (地域の支え合い、介護予防、地域リハビリテーションシステム、痴呆性高齢者のケア、健康づくり、人にやさしいまちづくりについて)
	(11/6) シンポジウム「品川区の介護保険の現状と第二期への展望」 会場：荏原文化センター大ホール パネリスト：小笠原祐次、村田幸子、栃本一三郎、新美まり 参加人数：400 名	
	第 4 回 (11/20)	第二期介護保険事業計画の骨子(案)について 第二期に重点的に推進するプロジェクトについて
	第 5 回 (2/20)	介護保険制度条例の一部改正について(第二期介護保険料の決定ほか) 市町村特別給付「リハビリサービス特別給付」の創設について 「いきいき計画 21(第二期介護保険事業計画)」について 平成 15 年度予算(案)について

2. 介護認定審査会

(1) 設置根拠

介護保険法 第14条、介護保険法施行令第5条、
品川区介護保険制度に関する条例 第9条
品川区介護保険に関する条例施行規則 第2条

(2) 委員構成

50名以内 保健・医療・福祉に関する学識経験者で構成
(12年度35名、13年度35名、14年度40名)
任期 2年

(3) 審査会

1審査会につき 委員5名(学識経験者1、医療系2、福祉系2)
合議体数 5

(4) 認定申請受付数

	平成12年度	平成13年度	平成14年度 (4~9月)
新規	3,137件	2,716件	1,636件
更新	6,426件	8,016件	4,537件
状態変更	330件	720件	301件
合計	9,893件	11,452件	6,474件

新規の数字には、要支援認定を受けている方が要介護認定申請を行った人数が含まれる。
(12年181件、13年203件、14年4~9月120件)

(5) 審査件数

	平成11年度 (準備認定)	平成12年度	平成13年度	平成14年度 (4~9月)
審査件数	4,563件	9,631件	11,211件	6,227件
審査会回数	122回	136回	175回	100回

3. 介護サービス向上委員会

(1) 介護サービス向上委員会の設置と運営

<設置根拠> 品川区介護サービス向上委員会設置要綱(平成12年3月制定)

「品川区介護保険制度に関する条例」第8条の趣旨に基づき、介護サービスに関する苦情・意見等に適切に対応するとともに、サービスの質の向上につなげるしくみを構築・運営することにより、品川区における介護保険制度の公正性と信頼性の確保を図るため、第三者性を有する「介護サービス向上委員会」を設置する。

委員会の機能および所掌事項

品川区の苦情対応システムに対する監視機能

- ・介護サービスへの意見・苦情に関すること
- ・苦情対応の実態の把握とサービスの改善に必要な勧告等

品川区のサービス評価システムの構築と評価の実施

- ・介護サービスの質の向上に関すること
- ・サービス評価のしくみの構築と実施状況の把握
- ・第三者評価に関する評価システム(基準・手法・改善への反映)
- ・その他介護サービスの質の向上に必要な事項

委員構成 8名(学識経験者2名、被保険者代表4名、事業者代表2名)

任期 2年

(2) 委員名簿

委員長	小笠原 祐次	元日本女子大学教授 品川区介護保険制度推進委員会委員長
学識経験者	深澤 佳己	弁護士(品川区在住)
被保険者代表	遠賀 庸達 阿藤 敬子 畑中 初子 脇田 静子	品川区民生委員協議会(大井第三地区会長) 介護経験者、元品川区介護保険事業計画策定委員会委員 品川区商店街連合会女性部長、 元品川区介護保険事業計画策定委員会委員 品川区行動計画推進会議委員 元品川区介護保険事業計画策定委員会委員
事業者代表	日比 敏雄(12年度) 乾 鍊太郎(13年度~) 水谷 和美	社会福祉法人福栄会常務理事 " (社)神奈川福祉サービス振興会理事、元日本福祉サービス(株)専務取締役、ソフィアメディ(株)代表取締役

平成13年度末における委員の任期終了にあたっては、審議の継続性に鑑み、原則として委員を再任した。

(3) 介護サービス向上委員会のこれまでの取り組み

サービス評価と向上のしくみの検討

	対象サービス	
平成12年度	訪問介護、訪問入浴について利用者評価、事業者自己評価を実施し、答申した。	
平成13年度	ケアマネジメント(在宅介護支援センター)について 特別養護老人ホームのサービス向上のしくみについて	"
平成14年度	デイサービス、ショートステイについて 特別養護老人ホームのサービス向上のしくみについて	"

介護サービス向上委員会の検討経過

		検 討 内 容
12 年度	第 1 回 (4/27)	品川区の介護サービス提供の現状 品川区の介護サービスに対する苦情対応のしくみ 介護サービス向上委員会の活動内容と今後の予定 介護サービス向上委員会の課題と評価対象サービス 品川区の介護サービス向上(サービス評価)のしくみの考え方<1>
	施設見学 (5/19)	「福栄会」「南大井高齢者保健福祉複合施設」 在宅介護支援センター・在宅サービスセンター・特養ホーム 等
	第 2 回 (6/1)	品川区における「ケアマネジメント」の特色 他機関のサービス評価の実例
	第 3 回 (7/6)	品川区の介護サービス向上(サービス評価)のしくみの考え方<2> ホームヘルプ利用者評価の実実施計画と評価票(案)の検討・作成
	第 4 回 (10/12)	ホームヘルプ・訪問入浴のモデル評価の実実施計画と評価票(案)の検討 品川区の介護サービス向上(サービス評価)のしくみの考え方<3>
	第 5 回 (12/11)	試行調査の結果の中間報告(事業者の自己評価・利用者評価)<1>
	第 6 回 (2/2)	試行調査の結果の中間報告(事業者の自己評価・利用者評価)<2> サービス向上委員会の答申(案)について<1>
	第 7 回 (3/15)	試行調査の結果の最終報告(事業者の自己評価・利用者評価) サービス向上委員会の答申(案)について<2>
13 年度	第 1 回 (6/11)	平成 12 年度介護サービス向上委員会答申後の状況報告 特別養護老人ホームのサービス向上のしくみづくりの進め方について
	第 2 回 (7/26)	訪問介護事業者の改善計画について ケアマネジメントのサービス評価について 特別養護老人ホームのサービス向上のしくみづくりについて
	第 3 回 (9/13)	ケアマネジメントのサービス評価について
	第 4 回 (11/2)	ケアマネジメントのサービス評価の今後の進め方
	施設見学 (12/14)	「品川総合福祉センターかえで荘」「区立戸越台特別養護老人ホーム」
	第 5 回 (1/21)	ケアマネジメントのサービス評価・答申(案)について 特別養護老人ホームのサービス向上のしくみについて
	第 6 回 (3/25)	平成 13 年度介護サービス向上委員会答申(案)について 平成 14 年度介護サービス向上委員会の予定について
14 年度	第 1 回 (6/3)	平成 14 年度の検討の進め方 通所介護・短期入所のサービス評価・向上のしくみについて 特別養護老人ホームのサービス向上のしくみについて
	施設見学 (6/26)	通所介護施設と短期入所施設
	第 2 回 (7/22)	通所介護・短期入所のサービス評価・向上のしくみについて
	第 3 回 (9/6)	特別養護老人ホームのサービス向上のしくみについて 短期入所利用者調査について 通所介護利用者調査について
	第 4 回 (12/3)	通所介護サービス評価について 特別養護老人ホームのサービス向上のしくみについて
	第 5 回 (2/12)	通所介護のサービス評価について 短期入所のサービス評価について
	第 6 回 (3/19)	通所介護のサービス評価・向上のしくみについて 短期入所のサービス評価・向上のしくみについて サービス評価結果の公表について

毎回の委員会では、寄せられた苦情についての状況報告を行った。

(4) 苦情の状況

苦情内容別

	平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度 4 月～ 1 月		東京都合計 14 年度 4 月～ 1 月	
	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比
要介護認定	5 件	1.0%	6 件	1.7%	1 件	0.6%	651 件	11.3%
保 険 料	409 件	84.5%	296 件	81.8%	100 件	60.2%	1627 件	28.3%
サービス	66 件	13.6%	41 件	11.3%	29 件	17.5%	2732 件	47.5%
在宅	46 件	9.5%	34 件	9.4%	27 件	16.3%	-	-
施設	20 件	4.1%	7 件	1.9%	2 件	1.2%	-	-
行政の対応	4 件	0.8%	2 件	0.6%	7 件	4.2%	189 件	3.3%
制度上の問題	0 件	0.0%	16 件	4.4%	29 件	17.5%	251 件	4.4%
その他	0 件	0.0%	1 件	0.3%	0 件	0.0%	306 件	5.3%
合 計	484 件	100.0%	362 件	100.0%	166 件	100.0%	5756 件	100.0%

東京都合計は、東京都、区市町村、東京都国民健康保険団体連合会に寄せられた苦情の合計

申立人別

	平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度 4 月～ 1 月	
	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比
本 人	435 件	89.9%	300 件	82.9%	127 件	76.5%
介護者(家族)	42 件	8.7%	54 件	14.9%	31 件	18.7%
事業者	4 件	0.8%	2 件	0.6%	3 件	1.8%
その他	3 件	0.6%	6 件	1.7%	5 件	3.0%
合 計	484 件	100.0%	362 件	100.0%	166 件	100.0%

申立方法別

	平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度 4 月～ 1 月	
	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比
電 話	421 件	87.0%	329 件	90.9%	144 件	86.7%
文 書	5 件	1.0%	1 件	0.3%	8 件	4.8%
来 所	55 件	11.4%	27 件	7.5%	12 件	7.2%
その他	3 件	0.6%	5 件	1.4%	2 件	1.2%
合 計	484 件	100.0%	362 件	100.0%	166 件	100.0%

4. 品川区介護保険制度の運営状況

(1) 介護保険特別会計

(単位：百万円)

	平成12年度 (決算)		平成13年度 (決算)		平成14年度 (予算)	
				対前年比		対前年比
歳入計	9,063	100	11,171	123	13,501	121
保険料(1号)	574	100	1,756	306	2,381	136
支払基金交付金(2号)	2,467	100	3,156	128	4,071	129
国庫支出金	2,071	100	2,386	115	3,091	130
都支出金	912	100	1,206	132	1,554	129
繰入金	3,038	100	2,270	75	1,975	87
給付費負担金	977	100	1,293	132	1,450	112
円滑導入基金	1,705	100	588	34	0	-
事務費等	356	100	389	109	525	135
繰越金	0	-	393	-	428	109
その他	1	100	4	561	1	28
歳出計	9,063	100	11,171	123	13,501	121
保険給付費	7,428	100	9,611	129	12,335	128
居宅介護サービス	2,939	100	4,272	145	5,911	138
施設介護サービス	4,452	100	5,256	118	6,259	119
その他	37	100	83	224	165	197
財政安定化基金	66	100	66	100	66	100
準備基金積立金	776	100	377	49	422	112
事務費等	295	100	329	112	293	89
認定審査会事務費	105	100	134	127	156	117
繰越金	393	100	428	109	0	-
諸支出金	0	-	226	-	9	4
予備費	0	-	0	-	220	-

平成14年度は、3月補正後の予算

円滑導入基金とは、介護保険制度開始にあたって国が特別対策として行った、第1号被保険者保険料の軽減分の国費補てんである。

歳出の保険給付費のうち「その他」とは、高額介護サービス費および審査支払い手数料

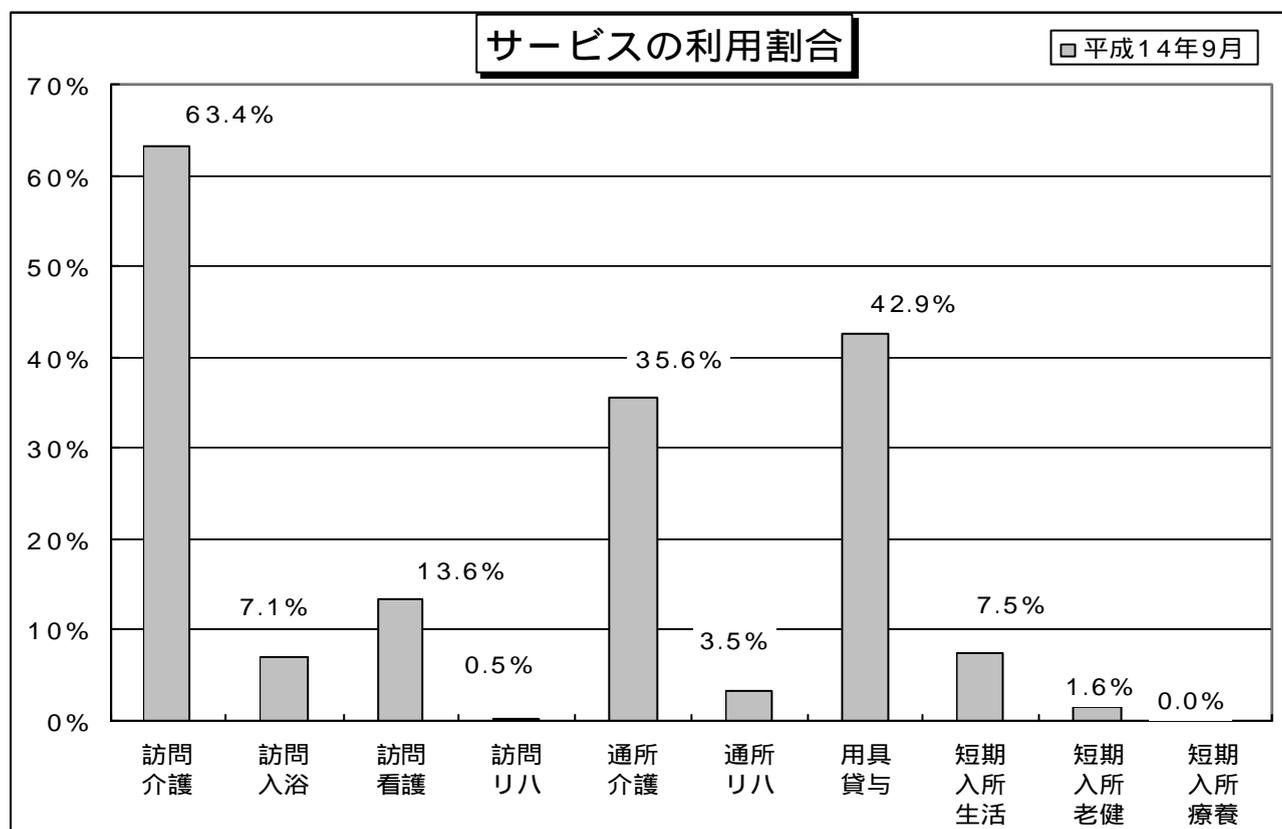
諸支出金とは、介護給付費国庫負担分の過払い分の返還金など

平成12年度の給付費は11か月分

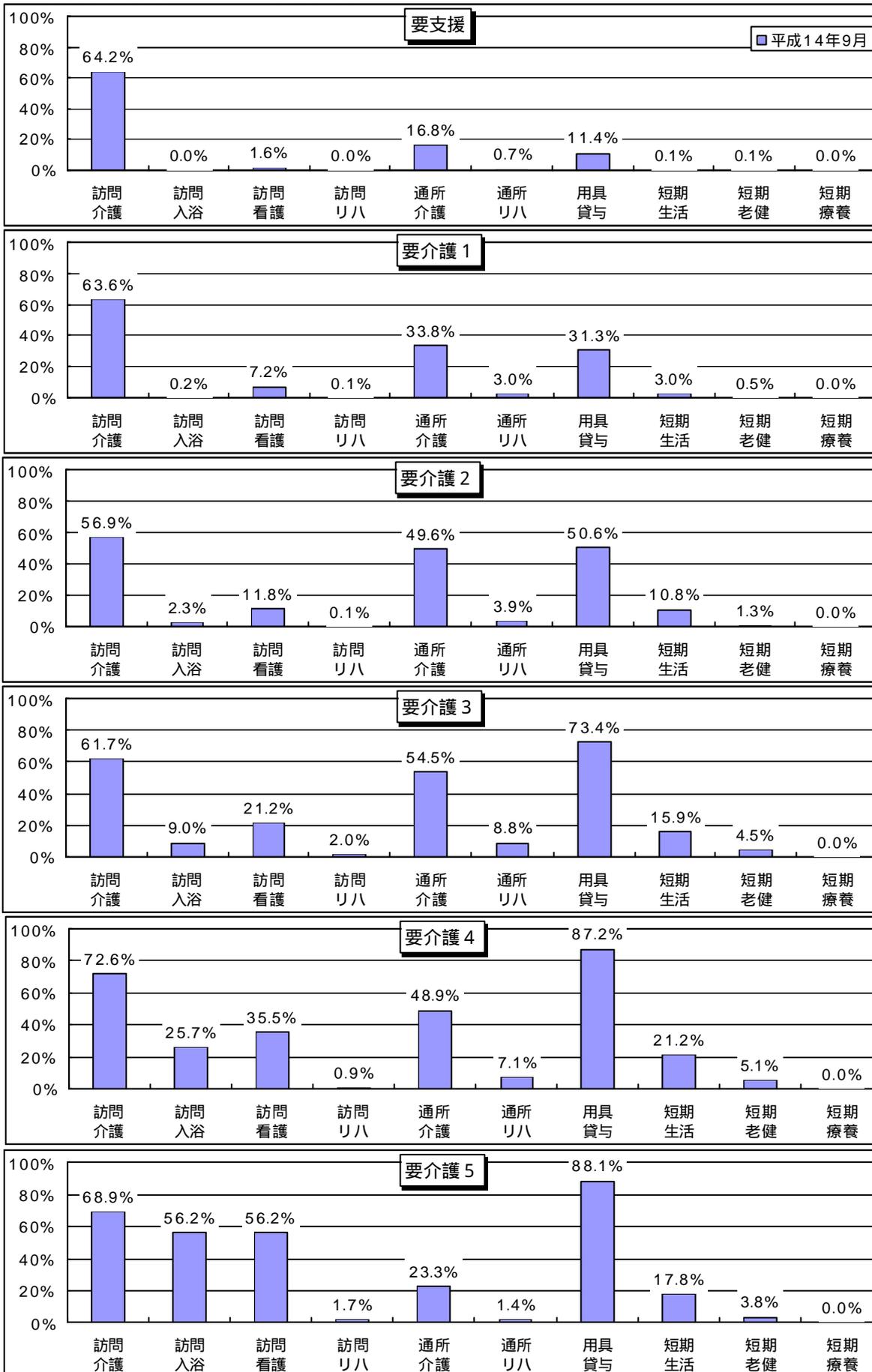
(2) 在宅サービス利用者における各サービスの利用割合
サービス別利用者数と利用割合

		平成12年4月		平成13年3月		平成14年3月		平成14年9月	
ケアプラン 作成者数		2,931人	100%	3,447人	100%	4,050人	100%	4,395人	100%
各サービス別の 利用者数	訪問介護	1,775人	60.6%	2,201人	63.9%	2,684人	66.3%	2,785人	63.4%
	訪問入浴	233人	7.9%	276人	8.0%	307人	7.6%	310人	7.1%
	訪問看護	632人	21.6%	610人	17.7%	625人	15.4%	598人	13.6%
	訪問リハ	24人	0.8%	46人	1.3%	32人	0.8%	20人	0.5%
	通所介護	1,013人	34.6%	1,242人	36.0%	1,518人	37.5%	1,565人	35.6%
	通所リハ	30人	1.0%	161人	4.7%	172人	4.2%	153人	3.5%
	福祉用具 貸与	904人	30.8%	1,276人	37.0%	1,775人	43.8%	1,884人	42.9%
	短期入所 生活介護	319人	10.9%	327人	9.5%	355人	8.8%	331人	7.5%
	短期入所 老健利用	4人	0.1%	25人	0.7%	57人	1.4%	68人	1.6%
	短期入所 療養介護	0人	0.0%	0人	0.0%	1人	0.0%	0人	0.0%

ここでのサービス利用割合とは、在宅介護支援センターでケアプランを作成した人について、各サービスを何人の人が利用したかを割合で示したものである。



要介護度別サービス利用割合



5. 品川区における介護保険下の高齢者保健福祉サービス体系

「横出しサービス」等についての考え方

区としての独自の「上乘せ」は無し		
＜公的介護保険・法定サービス＞	＜横出しサービス＞	＜一般保健福祉サービス＞
《施設サービス》 特別養護老人ホーム 老人保健施設 介護療養型医療施設	《在宅サービス》 訪問介護 訪問入浴 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所 痴呆対応型共同生活介護 (グループホーム) 特定施設入所者生活介護 (有料老人ホーム等) 福祉用具貸与・購入費の支給 住宅改修費の支給 ・居宅介護支援 (ケアマネジメント)	市町村特別給付 リハビリサービス 特別給付 身近でリハビリ 水中運動 保健福祉事業
自己負担(1割)	(自己負担)	食事サービス ・学校・ボランティア配食 ・ふれあい給食 ・在宅サービスセンターの配食サービス 安否確認 ・緊急通報システム ・高齢者相談員 ・にこにこ訪問 ・徘徊高齢者探索システム ミニデイサービス ・出合いの湯 ・高年者懇談会 ・ふれあい健康塾 家事援助ホームヘルプ (認定外) ふれあいサポート さわかサービス ・家事援助サービス ・おでかけサービス 介護者支援事業 ・介護者激励事業 ・介護者教室 その他介護関連サービス ・住宅改修助成 ・訪問歯科診療 ・訪問理美容 など
自己負担(1割)	(自己負担)	(自己負担)

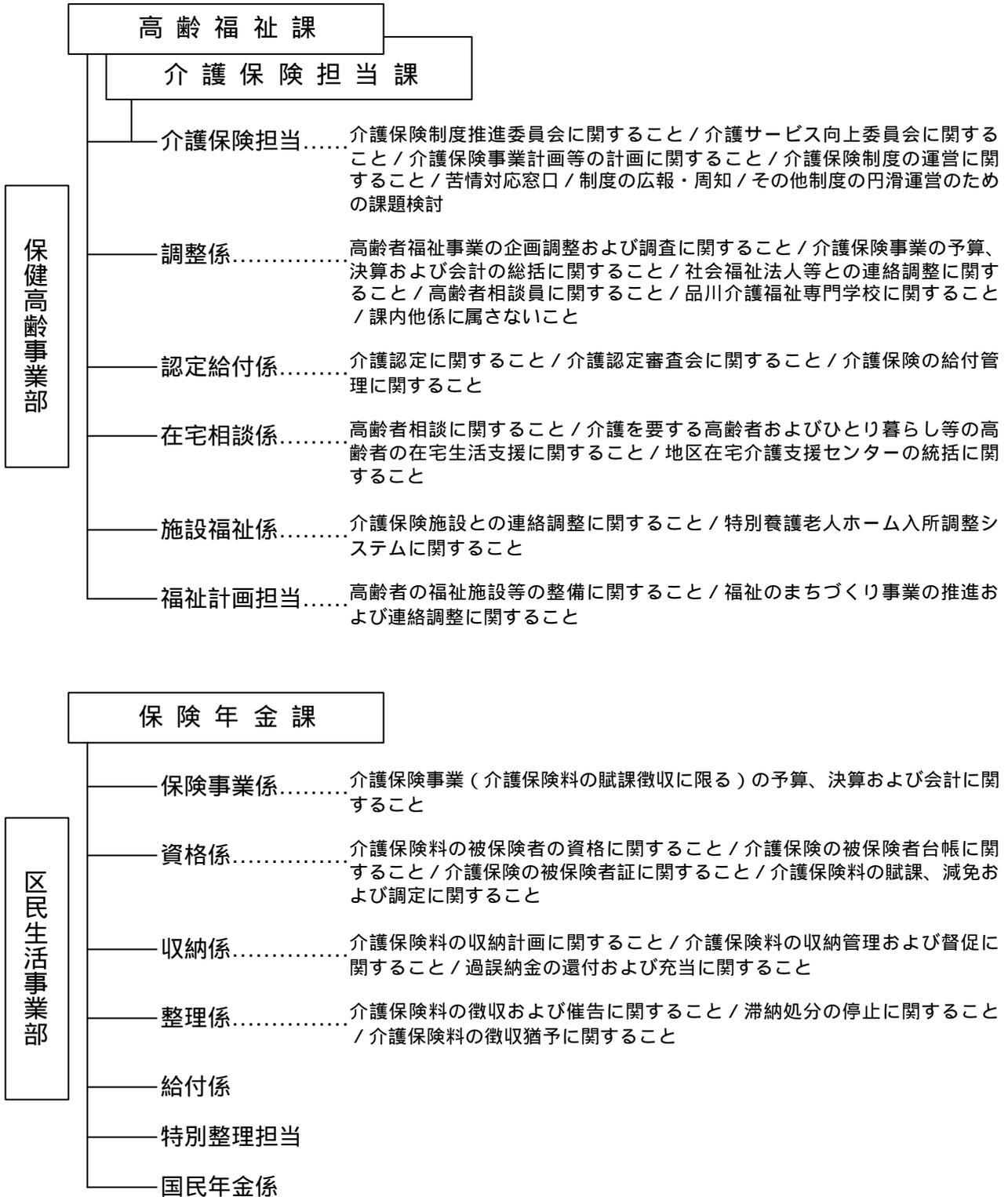
	対象者	財源	給付内容	品川区の考え方
市町村特別給付	要介護・要支援者	第1号被保険者の保険料	区市町村独自設定 ・給付内容の制限無し	介護保険の基本サービスの補完(代替性)
保健福祉事業	被保険者・家族等	同上	区市町村独自設定 ・介護者の支援事業 ・要介護状態の予防 ・貸付事業	介護者に対する支援事業 第1号被保険者の自立に対する報奨
一般保健福祉サービス	高齢者一般	区一般財源 (一部、国・都の補助制度あり)	区市町村独自設定 ・給付内容の制限無し	要介護(要支援)者に対する現行サービスのうち「市町村特別給付」以外のサービス全般 介護保険対象外の者(=自立支援高齢者)に対するサービス

6. 在宅介護支援センター一覧

支援センター	所在地 / 電話	担当地区	地域センター
台 場	東品川 1-8-30 TEL 5479-8593	北品川・東品川 1~2・5	品川第一
東品川	東品川 3-1-5 TEL 5479-2793	東品川 3~4・南品川	品川第二
東品川第二	東品川 3-32-10 TEL 5783-2656		
上大崎	上大崎 1-3-12 TEL 3473-1831	上大崎・東五反田・西五反田	大崎第一
上大崎第二	西五反田 5-13-14 TEL 5740-6115		
大 崎	大崎 2-11-9 TEL 3779-2981	西品川・大崎	大崎第二
南大井	南大井 5-19-1 TEL 5753-3902	東大井・南大井・勝島	大井第一
南大井第二	南大井 5-2-17 TEL 5767-0625		
大 井	大井 4-14-8 TEL 5742-2723	大井 1~5・広町・西大井 1	大井第二
西大井	西大井 2-4-4 TEL 5743-6120	西大井 2~6・大井 6~7	大井第三
西大井第二	大井 3-15-7 TEL 5743-2943		
荏 原	荏原 2-9-6 TEL 5750-3704	小山台・小山 1~5・荏原 1~4	荏原第一
小 山	小山 7-14-18 TEL 5749-7288	小山 6~7・荏原 5~7・ 旗の台 1~2・5 (1~5、13~20)・6	荏原第二
成 幸	中延 1-8-7 TEL 3786-3719	中延 1~2・東中延 1・戸越 5・ 西中延 1~2・平塚	荏原第三
中 延	中延 6-8-8 TEL 3787-2167	東中延 2・中延 3~6・西中延 3・戸越 6・ 豊町 6・二葉 4・旗の台 3~5 (6~12、21~28)	荏原第四
中延第二	中延 6-5-19 TEL 5749-2531		
戸越台	戸越 1-15-23 TEL 5750-1053	戸越 1~4・二葉 1~3・豊町 1~5	荏原第五
戸越台第二	西品川 1-28-3 TEL 5750-7707		
八 潮	八潮 5-10-27 TEL 3790-0470	八潮	八潮

品川区 統括在宅介護 支援センター	高齢福祉課 在宅相談係	品川区役所総合庁舎 3階 TEL 5742-6729
-------------------------	----------------	-------------------------------

7. 介護保険制度担当組織



8. 品川区介護保険制度に関する条例（抜粋）

平成 12 年 3 月 28 日条例第 19 号
改正 平成 13 年 3 月 30 日条例第 25 号
改正 平成 15 年 3 月 31 日条例第 11 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 5 条）	第 2 章 制度運営の仕組み（第 6 条 - 第 10 条）
第 3 章 保険給付および保険料（第 11 条 - 第 23 条）	第 4 章 補則（第 24 条）
第 5 章 罰則（第 25 条 - 第 27 条）	付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、高齢者が住み慣れた家庭および地域において自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険制度を総合的に推進するため必要な事項を規定し、もって区民が安心して高齢期を送ることができる地域社会を創造することを目的とする。

（制度運営の原則）

第 2 条 介護保険制度は、次に掲げる原則に基づいて運営するものとする。

- (1) 介護を要する高齢者等の自立の支援およびその家族の支援を目指すこと。
- (2) 介護サービス利用者の意思および選択が尊重されること。
- (3) 高齢者等の心身の能力の維持向上とその機能の低下の予防を重視すること。
- (4) 保健、福祉および医療の連携により、介護サービスが総合的かつ効率的に提供されること。
- (5) 高齢者等が可能な限り自宅で生活を送ることができるための支援を重視すること。
- (6) 保険財政の健全な運営を行うとともに、制度の公平かつ公正な運営を図ること。
- (7) 地域における住民相互の支援活動との連携が図られること。

（区の責務）

第 3 条 区は、介護に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 区は、保険者として介護保険事業を健全に運営するとともに、介護サービスの事業基盤の整備および介護サービス事業者間の調整等を行うため、必要な措置を講じなければならない。

3 区は、介護保険制度に関する広報および利用者に対する必要な情報の提供に努めなければならない。

（介護サービス事業者の責務）

第 4 条 介護サービス事業者は、保険者である区等と協働して、自ら提供する介護サービスの質の向上を図り、事業の適正な運営に努めなければならない。

2 介護サービス事業者は、介護サービスの提供に当たっては、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者およびその家族に対して、適切な相談および助言を行い、介護サービスの内容について理解しやすいように説明して、明確な同意を得ること。
- (2) 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、目標を設定し、計画的な介護サービスの提供を行うこと。
- (3) 利用者からの苦情に対しては、これに誠実に対応するとともに、介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。

（区民の責務）

第 5 条 区民は、常に健康の維持に努めるとともに、要介護状態になった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な介護サービスを利用することにより、その能力の維持向上に努めるものとする。

2 区民は、保険料の負担ならびに地域における相互の支援活動および介護保険制度運営に対する主体的な参加を通して、制度の健全な運営および発展に寄与するよう努めるものとする。

第 2 章 制度運営の仕組み

（在宅介護の支援体制の整備）

第 6 条 区は、各地域の在宅介護支援センターを中心として、介護を要する高齢者等に対する在宅介護に係る相談および支援の体制を整備するものとする。

（痴呆性高齢者等の権利擁護）

第 7 条 区は、痴呆性高齢者等の判断能力の十分でない者であっても、必要な介護サービスが適切に利用できるよう、介護サービス利用者支援する権利擁護の体制の整備およびその適切な運営に努めなければならない。

（介護サービスの質の向上）

第 8 条 区は、介護サービスの利用に係る意見、要望および苦情に対して的確に対応するとともに、介護サービスの質の向上が図られるよう必要な体制を整備しなければならない。

（介護認定審査会の委員の定数）

第 9 条 品川区介護認定審査会の委員の定数は、50 人以内とする。

（品川区介護保険制度推進委員会）

第 10 条 介護保険事業の実施状況を把握し、その評価を行うことにより、事業運営の透明性を確保し、区における介護保険制度の円滑かつ公正な運営を図るため、区長の附属機関として品川区介護保険制度推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会は、介護保険事業計画およびその他介護保険制度の施策について審議し、区長に意見を述べることができる。

3 推進委員会は、区長が委嘱する委員 20 名以内をもって組織する。

4 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 章 保険給付および保険料

（居宅介護サービス費等に係る種類支給限度基準額）

第 11 条 居宅サービスの公平かつ適正な利用を図るため、訪問介護、訪問看護および訪問入浴介護に関し特に必要があると認める場合は、区長は、推進委員会への諮問を経て、法第 43 条第 4 項の居宅介護サービス費種類支給限度基準額または法第 55 条第 4 項の居宅支援サービス費種類支給限度基準額を、規則で定めることができる。

（特別給付）

第 12 条 区は、居宅要介護被保険者および居宅要支援被保険者に対し、法第 62 条に規定する特別給付として、リハビリサービス特別給付を行う。

2 前項に規定する特別給付に係る給付内容、事業者の指定、利用者負担額等事業の実施に関し必要な事項について、区長は、推進委員会への諮問を経て規則で定める。

(保健福祉事業)

第 12 条の 2 介護者等を支援し、および被保険者が要介護状態となることを予防するため、必要があると認める場合は、区長は、推進委員会への諮問を経て、法第 175 条に規定する保健福祉事業を実施することができる。

(保険料率)

第 13 条 平成 15 年度から平成 17 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者(法第 9 条第 1 号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。)第 38 条第 1 項第 1 号に掲げる者 1 万 9,800 円

(2) 令第 38 条第 1 項第 2 号に掲げる者 2 万 9,700 円

(3) 令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者 3 万 9,600 円

(4) 令第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる者 4 万 9,500 円

(5) 令第 38 条第 1 項第 5 号に掲げる者 5 万 9,400 円

2 平成 15 年度から平成 17 年度までの令第 38 条第 1 項第 4 号の基準所得金額は、同条第 6 項ただし書の規定により、250 万円とする。

第 14 条～第 21 条 (略)

(保険料の減免)

第 22 条 区長は、前条第 1 項各号に掲げる事由により生活が著しく困難となった者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減額し、または免除することができる。

2 前項に定めるもののほか、区長は、特別の事由があると認める者に対し、規則で定めるところにより、保険料を減額することができる。

3 前 2 項の規定により保険料の減額または免除を受けようとする者は、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書に当該減額または免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。

(1) 被保険者および主たる生計維持者の氏名および住所

(2) 納期限および保険料の額

(3) 減額または免除を受けようとする理由

4 第 1 項および第 2 項の規定により保険料の減額または免除を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。

第 23 条～第 27 条 (略)

付 則

第 1 条～第 8 条 (略)

付 則(平成 13 年 3 月 30 日条例第 25 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

付 則(平成 15 年 3 月 31 日条例第 11 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の品川区介護保険制度に関する条例第 13 条の規定は、平成 15 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 14 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

< 条例改正の経緯 >

平成 13 年 3 月 30 日条例第 25 号による改正

第 22 条において、第 1 号被保険者のうち一定の要件を満たす者の保険料を減額する規定を設けた。

改正の趣旨 生活保護は受けてはいないが、保護世帯に近い状況にある者の負担軽減を図るため、保険料を第 2 段階から第 1 段階に減額措置することとした。(本編 p.113 参照)

なお、この改正は平成 13 年 7 月規則第 73 号により、平成 13 年 10 月 1 日から施行することとした。

平成 15 年 3 月 31 日条例第 11 号による改正

第 12 条において、市町村特別給付の実施および実施のための手続きについて規定した。

第 13 条において、平成 15 年度から平成 17 年度までの第 1 号被保険者の保険料を第一期と同額とすることを定めた。

また、第 13 条第 2 項として、平成 15 年度から平成 17 年度までの保険料の第 3 段階と第 4 段階の境界基準所得金額を 250 万円とすることを追加した。

これは、国が境界基準所得金額を 200 万円とする介護保険法施行令の改正を行ったことに対して、品川区では、改正前 250 万円で保険料の各段階の構成比率および第 1・2 段階と第 4・5 段階の収納額のバランスがとれていることから、国との相違を規定したものである。